

14.4.30

藤沢市教育委員長 阪井祐基子様

教育委員各位

藤沢市教育長 吉田早苗様

2014年4月30日

みんなの教育・ふじさわネット

代表 松本一郎

藤沢市

教科用図書調査書の写しを

各教育委員が事務局に求めていただく請願

趣旨内容

教育は、教育現場の教師と協力しあって実現するものです。また、藤沢市の児童生徒の状況を良く把握しているのも、教科用図書を教科の専門家の眼で評価できるのも、この教育の現場からです。このために、各学校長からの評価報告である教科用図書調査書を、原本だけに留めるのではなく、各教育委員が写しを手元にお持ちになって、現場の教育専門家からの評価を、十分に知っていただくことが大切だと考え、請願いたします。

教科用図書は、内容の質において相違があり、更に特色もあります。文部科学省で検定をしておりますが、その合格は、単に、「不可」ではない、「可」以上であるというだけです。

ですから、合格だからどれを選んでも良いとはならず、検定を合格した教科用図書の中から、藤沢市の児童生徒の現状に合わせて一番ふさわしいものを、選び出す必要があります。

この場合に、各学校長から報告される教科用図書調査書が、児童生徒の現状を一番知っている現場の声として最も重要になります。

また、藤沢市の教育を、現場教師と一緒に協力して実現していくという観点からは、各学校長からの教科用図書調査書で、現場教師から高い評価を得て支持されている教科用図書の中から、貴委員会が選定するのが望ましいとも考えております。

更に、貴委員会におかれましては、さまざまな立場の人々、たとえば、児童生徒保護者、現場教育者、藤沢市民、教育専門家などからの多くの意見を、広く聞き、藤沢市の総意としてどれが一番ふさわしいものかを決定して頂きたいと願っております。

2014年3月20日、藤沢市教育委員会3月定例会が行われました。その議事録を見ると、その中の委員の発言内容に、市民として疑問と不安と危惧を覚えました。

議案第40号（藤沢市教育委員会会議規則の一部改正について）の審議の冒頭で、「教科書採択に関する請願は、数年前には受けていないということでしたが、これからも教科書採択に関する請願は受けなくてよろしいと解釈していいのでしょうか。またその件に関しての項目は入れなくてよろしいのでしょうか。」とのご発言がありました。

請願権は、日本国憲法第16条で保障されている国民の大事な基本的人権の一つです。この国民の権利を無視してもよいとも受けとれる発言を知って、（教育部参事から「請願そのものについては、憲法に保障されている国民の権利ですので、請願を不受理するのは困難なこと」との正当な回答がありましたが）、教育委員会が広く市民の声を聞くという姿勢がないのではと心配になった次第です。

それらも踏まえて、以下を請願いたします。

1. 教科用図書調査書の写しを、各教育委員が事務局に求めて下さい。
2. 教科用図書調査書を十分に考慮して、審議し決定してください。

以上